

障 発 0930 第 1 号
平成 25 年 9 月 30 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に
関する基準について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正
する省令（平成 25 年厚生労働省令第 90 号）が平成 25 年 10 月 1 日から施行さ
れることにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基
準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり一部改正することとしたので、御了知
の上、管内市（区）町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとと
もに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1
項の規定に基づく技術的な助言に該当するものである。